

\ 各種雇用奨励金・助成金のご案内 /

積極的な雇用を図る事業主・未就職者を支援します!

固産業労政課 43-9038

事業者向け障がい者、新規高卒者、期間満了・非自発的理由による離職者を雇用する
事業主をサポート!交付する事業主の条件
(共通)

- ▷市内に事業所がある雇用保険適用事業主であり、市税を完納していること
- ▷奨励金交付対象期間終了後も常用労働者として雇用すること
- ▷過去6か月以内に、リストラなど事業主の都合で従業員を解雇していないこと

八戸市障がい者雇用奨励金

対象労働者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 ※交付対象者および重度障がい者の区分は、国の助成金と同一 ※週20～30時間の短時間労働者も対象
奨励金額 (1人につき)	▷障がい者 月額1万円(短時間労働 月額6千円) ▷重度障がい者 月額2万円(短時間労働 月額1万2千円)
交付期間	国の助成金の支給期間が満了した翌月から最長12か月(有給休暇を含んだ月間勤務日数が16日以上)の月)
受給申請書提出期限	国の助成金の支給期間が満了した翌月から6か月以内

八戸市新規高等学校卒業生雇用奨励金**八戸市離職者雇用奨励金**

対象労働者	5年3月高等学校卒業生で卒業時(5年3月31日)に未就職者であった人	64歳以下の、契約期間の満了・中途解約により離職を余儀なくされた離職者、リストラ・倒産など非自発的理由による離職者
奨励金額	対象労働者1人につき月額1万円	
交付期間	雇用した翌月から最長12か月(有給休暇を含んだ月間勤務日数が16日以上)の月)	
受給申請書提出期限	雇用した翌月から6か月以内	

求職者向け49歳以下の未就職者の早期就職・非正規雇用者の正規雇用転換に向けて、
職業訓練に要する経費をサポート!**フロンティア八戸職業訓練助成金**

対象者	①49歳以下の市内在住者 ②未就職者または非正規雇用者(雇用期間の定めがあるか、週の労働時間が正社員と比べて短いパート・アルバイトなど) ③八戸市内に所在する事業所(官公庁を除く)または八戸都市圏(*)内に所在する事業所のうち、八戸市内に本社がある事業所もしくは八戸市の誘致企業が設置する事業所への就職を希望していること。 (*)八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
対象訓練	教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けている教育訓練講座(主たる訓練が通学に限る)、または労働安全衛生法に基づく技能講習
助成金額	対象経費の45%(上限15万円)
必要書類	受講資格認定申請書に次のいずれかを添付して提出してください。 ▷公共職業安定所のハローワークカード ▷八戸市無料職業紹介所の求職者カード ▷若年者就職支援センター(ジョブカフェあおもりサテライトスポット八戸)の受付カード
申請方法	対象訓練の受講開始日前日までに必要書類を持って産業労政課へ

\ 中小企業を応援 /

新事業活動や技能者養成などに必要な経費を一部助成

固商工課 ☎43-9242(①~④)

産業労政課 ☎43-9038(⑤)

この助成制度は、中小企業者または中小企業団体が、次に掲げる各種事業を行う場合にその経費の一部を助成するものです。

①高度化事業

対象事業	工場や店舗などの集約化事業や、共同施設設置事業などで、県から高度化資金の貸し付けを受けて行う事業
助成内容(限度額)	県から貸し付けを受けた高度化資金の5/100に相当する額以内(限度額:1億5,000万円)

②共同施設設置事業

対象事業	生産・加工・販売購買・保管など、組合員の事業に関する共同施設設置事業(施設の新設、増設、更新、改修)で、県から高度化資金の貸し付けを受けずに実施するもの(総事業費1,000万円以上のものに限る)
助成内容(限度額)	共同施設の新設、増設、更新、改修に要した経費の20/100に相当する額以内(限度額:3,000万円)

③指定地域内への工場などの設置

対象事業	桔梗野工業団地、八戸北インター工業団地内で、市の施策に応じて市長が定める期間内に工場・作業場を新設、移設または増設する事業
助成内容(限度額)	土地建物および固定された設備に対する固定資産税額の50/100に相当する額以内を3か年にわたり助成(限度額:300万円/単年度)

④新事業活動

対象事業	新商品・新役務の開発・生産・提供、商品の新たな生産または販売方法の導入、そのほか新たな事業活動
助成内容(限度額)	新事業活動に要する経費のうち、市長が認める額の50/100に相当する額以内(限度額:経営革新認定事業または事業継承などを契機として実施する事業300万円、そのほかの事業200万円)

⑤技能者養成

対象事業	職業能力開発促進法により認定を受け、職業訓練を行った中小企業者・中小企業団体または職業訓練法人
助成内容(限度額)	1 認定施設当たり、年間30万円と、訓練生数に応じた額(3,000円×訓練生数)を合算した額(限度額:70万円/施設)

中小企業の経営上のお悩み相談窓口を設けています

固八戸商工会議所 中小企業相談所 ☎43-5111 FAX46-2810

八戸商工会議所中小企業相談所では、中小企業の皆さんの身近な相談相手として、経営者と一緒に経営課題の解決に向けて各種支援に取り組んでいます。

経営に関する困りごとやお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。



相談はこちら